

## 令和5年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和5年8月9日（水）

午後1時30分から午後2時30分

場所 役場3階合同委員会室

### 出席者

#### 運営協議会委員

久米賢治、山崎正夫、安藤嘉教、小林久枝、小林峰生、前田吉昭、石川求、酒井啓、鈴木元春、長坂典子、三瓶源太、久米博子

### 事務局

町長、健康福祉部長、保険医療課長、保険医療課長補佐兼保険年金係長、保険医療課保険年金係主査、健康課長、健康課成人保健係長、税務課長、税務課住民税係長、

### 欠席者

なし

### 保険医療課長

皆様、こんにちは。令和5年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

会議の前に、2点ほどご了承をお願いします。

1点目ですが、本協議会は、「東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして公開とさせていただきます。しかしながら、本日の傍聴者はいませんので、傍聴者なしで進めさせていただきます。

2点目は、本日の協議会は、会議録を作成し、町ホームページで公開いたします。そのため、録音、写真撮影を行いますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

なお、公開に当たりましては、個人情報にかかる発言者名等は非公開とさせていただきます。

続いて、配布資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

今回委員の変更がありますのでご報告いたします。被保険者代表の溝口様から辞任の申し出がございましたため、国民健康保険法施行令第4条に基づき被保険者代表委員に三瓶源太様に委嘱させていただきます。任期は令和5年7月10日から令和7年5月31日までとなります。

三瓶様、ご挨拶をお願いします。

～三瓶様自己紹介～

ありがとうございました。

続いて、事務局の自己紹介をさせていただきます。

～事務局自己紹介～

なお、本日の出席委員は12名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定してあります定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

はじめに、神谷町長からご挨拶を申し上げます。

**神谷町長**

～挨拶～

**保険医療課長**

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

久米会長よりご挨拶いただきます。

**会長**

～挨拶～

**保険医療課長**

それでは、議事取り回しを会長にお願いいたします。

**会長**

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

次第2の「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっておりますので、私が指名いたします。

石川求委員、久米博子委員にお願いします。

**会長**

それでは、次第3の議題に入ります。議題の1件目は、諮問事項「第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画策定について」です。

～町長と会長が前に出て向かい合う～

**神谷町長**

第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画の策定について（諮問）

このことについて、東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

～諮問書を町長から会長へ手渡し～

～委員へ諮問書の写しを配布～

**会長**

諮問事項になりますので、ここで町長が退席となります。

～町長退席～

**会長**

ただいま諮問のありました「第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画策定」については、資料1の諮問書の写しのとおりです。

次に、データヘルス計画第2期の進捗状況と第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画策定の内容（案）、及びスケジュール（案）について事務局、説明をお願いします。

### 保険医療課主査

データヘルス計画第2期の進捗状況をご説明します。資料1-2をご覧ください。

こちらの表は、平成30年4月に改訂したデータヘルス計画第2期において設定しました、5つの保険事業における評価指標の目標値と実績値、及び達成度についてまとめたものとなっております。

4ページをご覧ください。

令和2年度から令和4年度において、特定健診受診率、各種がん検診受診率及びあい健康プラザ開催講座の受講率において目標は未達となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により各種健診の一時中断や受診控え、通院控えが影響したと考えられます。

各事業における勸奨等の送付物については、おおよそ令和4年度の実績値において各指標、目標を達成しています。

### 保険医療課長補佐兼係長

続いて、第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画の策定について（案）についてご説明します。資料1-3をご覧ください。

今回、先ほど進捗状況を報告いたしました東浦町国民健康保険データヘルス計画第2期の実施期間満了に伴い、令和6年4月からの国民健康保険の保健事業の課題解決のための効果的かつ効率的な計画を新たに策定していきます。

1 策定内容でございます。

(1) 東浦町国民健康保険データヘルス計画第2期の検証及びこれまでの保健事業から見えてきた課題の解決を目的に、住民の健康寿命の延伸と持続可能な国民健康保険の構築を目標に策定を実施していきます。

(2) 策定には、東京大学とヒアリングを行い、愛知県の推奨様式の同大学の開発した「データヘルス計画標準化ツール」を活用し作成します。

(3) (4) 愛知県国保連合会の支援のもと、計画の標準化を実施します。

標準化は、様式や愛知県が示す共通評価指標を取り入れることで、近隣市町との比較、同規模による市町と経過比較等を行うことで情報交換を行い、課題解決につなげる計画を策定します。

(5) 計画は、東浦町の特徴を踏まえた独自の内容を追加する予定です。

例えば、骨折予防、65歳以上の国保加入者、後期高齢者の骨折による入院が多いことから指導、予防から健康寿命の延伸へとつなげるため策定に町独自項目として追加する予定です。

(6) 誤記がございますので、訂正をお願いします。特定健康診査、特定保健指導、生活習慣行重症化予防、こちらを生活習慣病重症化予防に訂正をお願いします。これまでの保健事業の勸奨、指導、予防に重点をおき、つなげる計画を進めていきます。

(7) 前回の計画同様、健康課の特定健康診査等実施計画と一体的に作成します。

2 計画実施期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

### 3 計画名の変更

これまで、東浦町国民健康保険データヘルス計画第2期となっていましたが、新しい計画から、先に第3期を置き、第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画と変更いたします。

### 保険医療課主査

続いて、今後のスケジュールについてご説明いたします。資料1-4をご覧ください。

8月下旬から9月上旬に、東京大学とのヒアリングを予定しております。

11月6日に第2回運営協議会にて素案を検討させていただきます。

11月10日に行政経営会議にて原案を検討します。

11月30日に全員協議会に原案を提出します。

12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを予定しています。

2月2日に第3回運営協議会にてパブリックコメントの結果報告と第3期データヘルス計画の答申を予定しております。

3月上旬に計画を公表します。

以上で説明を終わります。

### 会長

本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

私から、東浦町の特徴を踏まえた独自の内容とはどのようなものになりますか。

### 保険医療課長補佐兼係長

65歳以上の骨折による入院が多いことから、65歳前から指導及び予防し、健康寿命の延伸に努めようということで、骨折予防を独自の内容としてつけ加えたいと考えています。

### 会長

その他ありますでしょうか。ないようでしたら続きまして「令和4年度国民健康保険事業特別会計決算（案）」について、事務局から説明をお願いします。

### 保険医療課長補佐兼係長

令和4年度国民健康保険事業特別会計決算（案）について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

「1 国民健康保険及び介護保険の令和5年3月31日現在の加入状況」です。

東浦町の人口50,233人、世帯数21,408世帯。国民健康保険被保険者数、一般8,615人、退職0人、総数8,615人、世帯数は5,523世帯、介護保険対象者は40歳以上65歳未満の被保険者2,597人、世帯数2,213世帯で、国保加入世帯数の約40.1%が介護保険対象となっています。

続きまして、

「2 国民健康保険及び介護保険の被保険者数及び世帯数の推移」です。

令和元年度から各年3月31日現在の状況を表記してあります。グラフは、各年度の人口及び被保険者総数の推移を示したものです。令和4年度の被保険者数は、令和

4年10月の社会保険適用拡大により大幅に減少しています。退職者数は、平成26年度末の退職者医療制度の廃止により対象者は令和2年度からいません。

2ページをご覧ください。

「3 国民健康保険税の徴収実績の状況」として、平成30年度から5年間の収入実績と徴収率の推移を表しています。平成30年度の現年課税分徴収率94%、滞納繰越分徴収率は25.1%でしたが、令和に入り現年徴収率は微増しつつ、滞納繰越徴収率は増加しましたが、令和4年度は現年分、滞納繰越分ともに減少しています。徴収率の向上を図るために、高額滞納者には、滞納整理機構による徴収を実施しています。

3ページをご覧ください。

「4 決算額の概要」です。

平成30年度から令和4年度までの歳入・歳出の総額、前年度比較と各年度の推移になります。平成30年度から令和2年度までは歳入歳出ともに減少傾向でしたが、令和3年度に新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動の影響により増加しましたが、令和4年度は、歳入・歳出ともに減少しています。

主な要因は、歳入では保険税が見込みよりも徴収率が低かったため、歳出では保険給付費の減少によるものです。

4ページをご覧ください。

「5 科目別決算の推移」です。

歳入・歳出の科目別の決算額と総額に占める構成比になります。令和4年度の歳入総額は42億4,827万3千円、そのうち県支出金（交付金）は、前年度より1.8%減の68%、国民健康保険税が22.2%前年度より0.9%増、一般会計からの繰入金が8.3%、前年度より2.3%の増となっています。

令和4年度の歳出総額は42億2,171万2千円、そのうち67.3%を保険給付費、前年度より2.2%減、国民健康保険事業費納付金が30.8%、前年度より2.0%の増となっています。

5ページは科目ごとの決算額及び構成比を円グラフで示しました。

それでは、6ページをご覧ください。

令和4年度の国民健康保険事業特別会計の歳入決算案でございます。令和4年度の前算現額、決算額、平成3年度の決算額、前年度との比較をそれぞれ予算科目ごとに表示しています。令和4年度決算額について、主な科目のみ説明させていただきます。

科目1、国民健康保険税は、9億4,402万5,814円で、昨年度に比べ、368万9千円余の増となっています。科目2、国庫支出金は、今年度の交付はありませんでした。科目3、県支出金は、医療給付に要した経費の全額が交付される普通交付金など、合計28億8,874万5,781円が交付されました。科目4、繰入金は、3億5,232万2,012円で、昨年度に比べ、8,475万2千円余の増となっています。増加の主な要因は、被保険者数等の減少に伴い税収が減少したため、その他一般会計繰入金の法定外繰入が増額になっています。科目5、繰越金は、4,489万3,935円で、昨年度に比べ、5,956万7千円余の減となっています。これは、令和3年度の税率改正時の計画に基づき、繰越金を収支不足額に充てたためです。科目6、諸収入は、1,828万5,421円で、昨年度に比べ、670万1千円余の減となっています。

以上、令和4年度歳入合計は、42億4,827万2,963円で、昨年度に比べ1億7,485万7千円余の減となっています。

7ページをご覧ください。

歳出決算案でございます。

令和4年度の主な科目のみ説明いたします。科目2、保険給付費は、28億4,308万6,668円で、昨年度に比べ、2億325万6千円余の減となっています。令和3年度の新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動等が落ち着き例年並みの医療費に戻ってきたための減少と考えられます。科目3、国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県が、市町村ごとに医療費水準と所得水準を考慮し算定した額を国保事業費として請求するもので、13億122万5,931円の支出となりました。この納付金は、医療給付に要した経費の全額を市町村に交付する保険給付費等交付金の財源となっています。科目4、保険事業費は、5,368万465円で昨年に比べ254万4千円余の増となっています。ウィズコロナにより感染症拡大以前の状況に戻りつつあるようで、特定健康診査等の受診者が増加しています。科目5、諸支出金は、371万3,800円で、概要は保険税還付金及び還付加算金で昨年度に比べ、145万8千円余の増となっています。

以上、令和4年度歳出合計42億2,171万1,505円で、昨年度に比べ1億5,652万4千円余の減となっています。歳入合計と歳出合計額の差額は、差引翌年度繰越見込額、2,656万1,458円、令和4年度の単年度収支は、1,833万2,477円の赤字となっています。

8ページをご覧ください。

保険者負担分の医療費経過表を作成し、3か年度分を掲載しています。こちらは、参考資料となります。

以上、簡単ではございますが、資料2国民健康保険事業特別会計決算案の説明を終わります。

## 会長

本件について質問がありましたら発言をお願いします。

医療関係からみて先生方、何かございますか。

## 委員

平成30年度から令和4年度の歳入・歳出の増減理由を新型コロナウイルス感染症の影響と説明されていますが、具体的にどこがどのように変わったからコロナの影響だと説明するのでしょうか。東浦町として具体的に検証はしたのでしょうか。

## 保険医療課長

被保険者数は平成30年度から令和4年度にかけて年々微減しているのに、保険給付費は増減しています。メディア等の報道や国保連からの報告から、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えを一つの要因として挙げさせていただきました。

## 会長

その他にご意見等はないでしょうか。

続きまして「令和4年度特定健康診査実施結果について」事務局から説明をお願いします。

## 健康課成人保健係長

健康課から、令和4年度特定健康診査等の実施結果の報告について、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

特定健康診査等は、医療費適正化への対策として、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少を目的に、各医療保険者が実施することが義務づけられています。

1 ページ上段「東浦町の目標実施率等」をご覧ください。

平成30年度から令和4年度までの目標実施率はご覧の表のとおりです。

令和4年度の目標実施率は、健康診査の実施率が62%、保健指導の実施率が61%です。

「1 特定健康診査等目標達成率（法定報告）」をご覧ください。

先に1点、訂正をお願いいたします。「1 特定健康診査等目標達成率（法定報告）平成28～30年度、令和元年度～令和2年度確定」と記載がございますが、「令和2年度」は「令和3年度」の誤りのため、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

平成28年度から令和3年度について、確定した法定報告の受診率を記載しております。令和4年度分の法定報告数はまだ出ていないため、令和3年度までの計上としています。

令和3年度の特定健診の受診率については目標の62%に届かず、50.4%となりました。特定保健指導の受診率は目標である61%を超え、67.7%となりました。

次に、「2 特定健康診査実績」をご覧ください。特定健康診査の対象は、年度末年齢が40歳から74歳までの東浦町国民健康保険加入者です。実施医療機関は、町内13医療機関にご協力いただき個別健診を行っています。実施期間は、6月1日～8月31日まででした。健診内容及び結果指導については、2ページ（4）及び（5）に記載されているとおりです。

（6）実施状況については、健康課が実施した全実績を記載しているため、先ほど説明した法定報告の受診率とは異なります。法定報告は、前年度1年以上国民健康保険へ加入している方が対象となります。2ページの（6）実施状況につきましては中途加入者も含む実施率となります。令和4年度の全体の受診率は、52.1%となりました。

続きまして、3ページ上段をご覧ください。

令和4年度の特定健康診査年代別受診率をご覧ください。

40歳から74歳までの受診率を5歳刻みで表示しています。毎年の傾向として、若い世代ほど受診率は低い状況となっています。この状況は継続して起こっている本事業の課題となっています。

次に中段の「3 特定保健指導実績」をご覧ください。

特定保健指導は、特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドロームの方、及びその予備軍の方へ生活習慣等の指導を行うものです。

保健指導の対象となる基準は、（1）に記載のとおりです。

保健指導の内容としては、メタボリックシンドロームに該当する方には、（2）アの積極的支援を行います。3～6か月間、何度か保健センターの保健師または管理栄養士が電話及び面接等で状況を確認しながら、保健指導を実施します。

メタボリックシンドローム予備軍に該当する方は、（2）イの動機づけ支援として、半田市医師会健康管理センターへ委託をして集団形式にて実施しました。

次に4ページをご覧ください。

(3) 保健指導の実施状況となります。

令和4年度の最終評価終了率は63.6%で令和3年度の67.1%より減少しました。今年度も現在保健指導期間中ですが、保健指導率の向上に努めてまいります。

次に4ページの「4 目標に対する結果」をご覧ください。

(1)の特定健康診査は、52.1%で目標実施率を9.9%下回りましたが、県平均38.2%(令和3年度法定報告結果)より高い受診率を維持しています。

(2)の特定保健指導は、63.6%で目標実施率を2.6%上回り、県平均18.8%より高い指導率です。

次に4ページ下段から5ページにかけて、「5 事業評価」をご覧ください。

受診者に対する特定保健指導対象者出現率は、事業開始年度である平成20年の15.2%から令和4年度は10.3%と減少しています。

今後も、生活習慣病対策及び健康への意識づけとして、特定健診及び保健指導を推進していきます。

次に「6 令和5年度の取り組み」をご覧ください。

今年度については、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行され、行動制限がなくなりましたが、感染対策を行いながら、特定健診、特定保健指導及び受診に結びつく啓発等、幅広く事業展開を行ってまいります。

動機づけ支援につきましては、今年度、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団へ委託して集団方式にて実施します。

以上で、資料3「特定健康診査等の実施結果の報告」の説明を終わります。

## 会長

本件について質問がありましたら発言をお願いします。

## 委員

動機付け支援に関して、令和4年度は半田市医師会健康管理センターに委託していましたが、令和5年度は健康づくり振興事業団に委託となっていますが、どうしてでしょうか。

## 健康課成人保健係長

指名競争入札により決定しています。

## 会長

委託の内容に相違はあるのでしょうか。金額が安いということで決定されたのでしょうか。

## 健康課長

同じことができるよう仕様を提示した中で、金額が安い方を決定することとなりました。

## 会長

その他にご意見等はないでしょうか。以上で質疑を終了します。

続きまして、「糖尿病性腎症化重症化予防プログラムについて」事務局から説明をお願いします。

### 健康課成人保健係長

引き続き、糖尿病性腎症重症化予防プログラムについてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

糖尿病につきましては、全国的に患者数の増加が課題となっており、東浦町におきましては、平成28年度から糖尿病性腎症化重症化予防についての取組みを実施しています。糖尿病性腎症は糖尿病の合併症のひとつであり、重症化すると生涯にわたって人工透析が必要となる病気であります。

1ページの「令和4年度糖尿病性腎症重症化予防事業 実施状況について」をご覧ください。

当該事業の対象者は、40歳以上で町国民健康保険に加入する方が対象となる特定健康診査、及び75歳以上の後期高齢者が対象となる長寿健診の受診者で、健診結果から、糖尿病性腎症第1期～第4期に該当する糖尿病未治療者に、腎臓ケア教室への参加勧奨や保健指導、受診勧奨等を行うものです。また、令和4年度から、国保加入者について、健診が未受診で、かつ糖尿病治療中断者を対象者に加え、保健指導や受診勧奨を行うこととしました。

国保特定健康診査及び長寿健康診査の健診結果から糖尿病性腎症第1期～第4期の対象者40名と、国保特定健診未受診で糖尿病治療中断者2名の計42名のうち、国保加入者につきましては38名の方に腎臓ケア教室への参加や訪問や電話等による保健指導や受診勧奨を行った結果、24名の受診に繋がりました。

2ページは令和5年度予定となっております。

以上、簡単ではございますが、資料4「糖尿病性腎症化重症化予防プログラムについて」の説明を終わります。

### 会長

本件について質問がありましたら発言をお願いします。

### 委員

令和3年度からの事業説明となっておりますが、もっと以前からと比較して、勧奨を行った人が受診をするといった率は増えているのでしょうか。最近の傾向が分かれば教えてください。

### 健康課成人保健係長

受診に興味がない人への対策がなかなか難しいかなと感じます。受診者の人数的にはそんなに変更はありません。

### 会長

受診勧奨の対象となった人が、病院を受診し、治癒しているかについては把握しているのでしょうか。

### 健康課長

この事業は糖尿病未治療者の受診を勧奨するものであるので、何年も受診勧奨しないといけない人がいることは把握していますが、受診した人のその後の経過については把握していません。受診をすれば勧奨対象からは外れていきます。

#### 健康課成人保健係長

令和3年度に健診を受けていなく、その前年度に糖尿病であると診断を受けたが当年度に治療歴がないような人を抽出し、2名いらっしゃいましたが、令和4年度の受診には繋がりませんでした。

#### 会長

受診勧奨した結果、受診した人がその後どうなったのか、結果として見えてこないことを疑問として思うだけです。

その他にご意見等はないでしょうか。では、以上で質疑を終了します。

最後に、次第4「その他」について事務局から説明をお願いします。

#### 保険医療課長

今後の運営協議会については、資料1－4で説明させていただいたとおり、11月6日に第2回運営協議会を、来年2月2日に第3回運営協議会を開催します。この資料を持ちまして事前通知は割愛させていただき、各会議の1週間前を目途に資料をご自宅に郵送します。

次回の会議は令和5年11月6日午後1時30分から、東浦町役場3階合同委員会室で行いますのでよろしくお願いします。

#### 会長

以上をもちまして、本日の運営協議会を終了します。委員の皆さまには長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。

これをもちまして第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時30分閉会